

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 商工労政課
指 摘	行政財産使用許可にかかる使用料について、歳入科目を使用料とすべきところ、雑入としているものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の歳入科目の誤りについては、監査終了後速やかに、課内で認識を共有したところである。 今後も、地方自治法施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 商工労政課
指 摘	富山市ひとり親雇用奨励金の交付決定通知書兼補助金額確定通知書について、文書管理システムで公印管理者の承認を受けていないにもかかわらず、公印を押印しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の富山市ひとり親雇用奨励金の交付決定通知書兼補助金額確定通知書に公印管理者の承認を受けずに公印を押していたことについては、監査終了後速やかに、課内で認識を共有したところである。 今後も、富山市文書取扱規程に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 商工労政課
指 摘	富山市働きやすい環境づくり事業補助金の事業実績報告書について、富山市補助金等交付規則では、事業完了後10日以内に提出しなければならないとされているところ、10日を超えて提出されていたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の富山市働きやすい環境づくり事業補助金の事業実績報告書については、監査終了後速やかに、補助事業完了後10日以内に提出するよう案内を徹底し、改善を図った。 今後も、富山市補助金等交付規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 商工労政課
指 摘	公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンター運営補助金の額確定にかかる起案について、事務専決規程に基づき、商工労働部長決裁とすべきところ、商工労政課長決裁としていたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の決裁権者の誤りについては、監査終了後速やかに、課内で認識を共有したところである。 今後も、富山市事務専決規程に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 職業訓練センター
指 摘	業務委託契約における下請承諾書について、公印を省略しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	業務委託契約における下請承諾書への公印の取扱いについては、指摘後速やかに所属内に周知を行い、令和8年度は押印を徹底しております。 今後は、富山市文書取扱規程に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 職業訓練センター
指 摘	パソコン実用講座支援補助金の事業実績報告書について、富山市補助金等交付規則では、事業完了後１０日以内に提出しなければならないとされているところ、１０日を超えて提出されていたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘のパソコン実用講座の事業実績報告書の提出については、事業完了日から１０日以内に行うべきものであることを、所属内及び相手方に周知したところであり、今後は、富山市補助金等交付規則に基づいた適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 職業訓練センター
指 摘	概算払としたパソコン実用講座支援補助金について、補助金額の確定後、精算手続を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘のパソコン実用講座支援補助金については、補助金額確定後に精算手続を行わなければならないことを所属内に周知したうえで、令和7年度の事務から精算手続を行っているところであり、今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 職業訓練センター
指 摘	公印管理者の承認を受けた記録がないにもかかわらず、施行文書に公印を押印しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の施行文書への公印の押印については、公印管理者の承認を得たうえで押印することを所属内に周知した。 現在は、「富山市職業訓練センター使用承認申請書」に公印管理者の承認欄を設ける運用を徹底しているところであり、今後は、富山市文書取扱規程に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 職業訓練センター
指 摘	条例で定める休館日を変更する際の起案について、富山市事務専決規程に定める部長専決事項の「重要な申請に関する事項」に該当することから、商工労働部長決裁とすべきところ、職業訓練センター所長決裁としていたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘のあった条例で定める休館日を変更する際の起案については、令和8年度は商工労働部長決裁を徹底するとしているところであり、今後は、富山市事務専決規定に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 職業訓練センター
指 摘	特殊用市長印及び契印について、備品台帳に記載されていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の特殊用市長印及び契印については、令和8年2月26日付で備品台帳に記載するとともに、令和8年4月1日付で物品現在高調書にて管財課長に報告しております。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。